

国立大学法人愛媛大学有期契約職員等給与規程

平成23年4月1日
規則第16号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学有期契約職員就業規則（以下「有期契約職員就業規則」という。）第20条及び国立大学法人愛媛大学短期契約職員就業規則（以下「短期契約職員就業規則」という。）第14条の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学の有期契約職員（有期契約職員就業規則第9条の2の規定により、有期契約職員から期間の定めのない労働契約に転換した者を含む。以下同じ。）及び短期契約職員（以下「契約職員」という。）の給与に関し定めるものとする。

(有期契約職員の給与の区分)

第2条 日契約職員の給与は、基本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、時間外勤務手当、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 時間契約職員の給与は、基本給、通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、時間外勤務手当及び夜勤手当とする。

3 基本給は、日契約職員にあつては日給、時間契約職員にあつては時間給とする。

(短期契約職員の給与の区分)

第3条 短期契約職員の給与は、基本給、通勤手当及び時間外勤務手当とし、基本給は時間給とする。

第2章 給与の支給

(給与の支給日)

第4条 給与の計算期間は、一の月の初日から末日までとし、基本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、時間外勤務手当及び夜勤手当は、勤務したその月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、国立大学法人愛媛大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第4条第1項に規定する常勤職員の例に準じて支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、給与規程第4条第2項に規定する常勤職員の例に準じて支給する。

(自宅待機を命ぜられた期間の給与)

第4条の2 有期契約職員就業規則第57条の2の規定により自宅待機を命ぜられた契約職員には、その自宅待機の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。

(給与の支払)

第5条 給与の支払は、給与規程第5条に規定する常勤職員の例に準ずる。

(日割計算)

第6条 新たに契約職員になった者には、その日から月末まで勤務した期間の給与を翌月の支給日に支給する。

2 契約職員が退職（死亡した場合を含む。）し、又は解雇された場合は、その月の初日からその日まで勤務した期間の給与を翌月の支給日に支給する。

第3章 基本給

(有期契約職員の基本給の額)

第7条 有期契約職員の時間給の額及び日給の額は、次に掲げるところによる。

(1) 給与規程第7条第2項に規定する各俸給表（一般職員I俸給表を除く。）を相当俸給表とする有期契約職員

イ 日契約職員 その者を常勤職員として雇用した場合に受けることとなる俸給月額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額

$\frac{\text{俸給月額} \times 12}{52 \times 38.75} \times (\text{1日の所定労働時間数})$

$\frac{\text{俸給月額} \times 12}{52 \times 38.75}$

ロ 時間契約職員 その者を常勤職員として雇用した場合に受けることとなる俸給月額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額

$\frac{\text{俸給月額} \times 12}{52 \times 38.75}$

$\frac{\text{俸給月額} \times 12}{52 \times 38.75}$

(2) 再雇用職員 給与規程第7条第2項に規定する俸給表の再雇用職員の区分における俸給月額を基礎として、次の算式により算出した時間給の額

$\frac{\text{俸給月額} \times 12}{52 \times 38.75}$

$\frac{\text{俸給月額} \times 12}{52 \times 38.75}$

(3) 非常勤講師，教員免許状更新講習講師，相談員，臨床相談研究員，部活動指導員，学校医，学校歯科医，健診看護師，学校薬剤師及び薬剤師レジデント 別表第1に掲げる時間給の額

(4) スチューデント・アシスタント，ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント，研究支援員，修学支援員，チューター及び学生補助員 別表第2に掲げる時間給の額

(5) 上級医員，専攻医，医員，研修医及び非常勤病院医師 別表第3に掲げる日給及び時間給の額

(6) 事務補佐員及び技術補佐員（第2号に掲げる再雇用職員を除く。） 別表第4に掲げる時間給又は日給の額

2 有期契約職員のうち，給与規程第15条第1項に定める職員と同様の職務を行うものと認められる者で，かつ勤務命令等が常勤の職員の例により取り扱われている者については，その者を常勤職員として雇用した場合に受けることとなる俸給の調整額を時間給又は日給の算出の基礎となる額に加算することができる。ただし，前項第6号に掲げる契約職員については，別表第4の専門職の区分による時間給の額又は日給の額とする。

3 削除

（短期契約職員の基本給の額）

第8条 短期契約職員の時給の額は，別表第5のとおりとする。

（特別の場合の基本給）

第9条 前2条の規定にかかわらず，契約職員の採用が困難である場合その他特別の事由がある場合には，前2条に規定する時間給又は日給の額を超える額に決定することができる。

第4章 諸手当

（住居手当）

第10条 日契約職員（上級医員，専攻医，医員及び研修医を除く。）のうち，採用日から雇用更新終了予定日までの期間（以下「雇用予定期間」という。）が3月以上で，かつ，勤務日及び所定労働時間が常勤職員と同様の者については，住居手当を給与規程第20条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

（通勤手当）

第11条 契約職員のうち，雇用予定期間が1月以上の者については，通勤手当を給与規程第21条に定める常勤職員の例に準じて支給する。ただし，非常勤講師，教員免許状更新講習講師，相談員，臨床相談研究員，学校医，学校歯科医，学校薬剤師，非常勤病院医師及び本学の学生であることを要件として雇用される職種のものには支給しない。

2 前項の支給に当たっては，交通機関利用者は，定期券又は1か月当たりの平均通勤所要回数に応じた回数券等の額を支給し，自動車等交通用具利用者で，1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たないものは，通常の場合の月額に100分の50を乗じて得た額を支給する。

（特殊勤務手当）

第12条 有期契約職員が給与規程第23条第2項別表第7に定める特殊勤務手当支給の対象となる作業等に従事した場合には，特殊勤務手当を給与規程第23条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(宿日直勤務手当)

第13条 有期契約職員就業規則第34条の規定により有期契約職員に宿日直勤務を命じたときは、宿日直勤務手当を給与規程第25条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(時間外勤務手当)

第14条 有期契約職員就業規則第38条及び短期契約職員就業規則第28条の規定により、契約職員に業務の都合で所定の労働時間を超えて勤務することを命じた場合には、所定の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務手当を給与規程第29条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

2 前項における勤務1時間当たりの給与額は、日契約職員の勤務1時間当たりの給与額にあつては、日給の額を1日の所定労働時間数で除して得た額、時間契約職員及び短期契約職員の勤務1時間当たりの給与額にあつては、時間給の額とする。

3 常勤職員の所定の労働時間に相当する時間内における時間外勤務については、時間給の額と同額を基礎として算出した額を支給する。

(夜勤手当)

第15条 有期契約職員就業規則第33条の規定により有期契約職員に、業務の都合で午後10時から翌日の午前5時までの間に所定の労働時間として勤務することを命じた場合には、その間に勤務した全時間に対して、夜勤手当を給与規程第31条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

2 前条第2項の規定は、夜勤手当の支給について準用する。

第5章 賞与

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する日契約職員(上級医員、専攻医、医員及び研修医を除く。)で、基準日における雇用期間(雇用予定期間も含む。)が引き続き6月以上である者に、給与規程第32条に定める常勤職員の例に準じて支給することができる。

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、前条に規定する日契約職員に給与規程第33条に定める常勤職員の例に準じて支給することができる。

第6章 給与の計算

(給与の減額)

第18条 日契約職員が所定労働時間内において勤務しないとき(その勤務しない時間が、有給休暇として承認された場合を除く。)は、次の算式により計算した額を日給から減じて支給する。

$$\frac{\text{日給}}{\text{1日の所定労働時間数}} \times (\text{1日の所定労働時間のうち勤務しない時間数})$$

(端数計算)

第19条 第14条及び第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は夜勤手当の額並びに前条に規定する1時間当たりの額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第20条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第7章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第21条 この規程に定めるもののほか、契約職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

2 この規程による契約職員の給与については、予算の範囲内で支給するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人愛媛大学有期契約職員給与規程（平成21年規則第27号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年規則第59号）の施行日（平成24年6月1日）に在職する有期契約職員のうち、施行日前に第7条第1項第1号若しくは第2号、同条第2項又は第3項の規定に基づき、時間給の額及び日給の額を決定された者の当該額については、平成24年度中は改定を行わないものとする。

附 則

この規程は、平成24年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
（俸給月額に関する特別措置）
- 2 施行日（国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年規則第74号）の施行日（平成26年12月24日）をいう。次項において同じ。）に在職する第7条第1項第1号及び第2号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。
（通勤手当に関する特別措置）
- 3 施行日に在職する第11条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じて通勤手当の額を改定するものとする。
（平成26年12月の勤勉手当に関する特別措置）
- 4 施行日に在職する第17条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で平成26年12月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年2月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
（俸給月額に関する特別措置）
- 2 施行日（国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規則第10号）の施行日（平成28年2月17日）をいう。次項において同じ。）に在職する第7条第1項第1号及び第2号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。
（平成27年12月の勤勉手当に関する特別措置）
- 3 施行日に在職する第17条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で平成27年12月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年2月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(俸給月額に関する特別措置)

- 2 施行日(国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成29年規則第12号)の施行日(平成29年2月14日)をいう。次項において同じ。)に在職する第7条第1項第1号及び第2号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

(平成28年12月の勤勉手当に関する特別措置)

- 3 施行日に在職する第17条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で平成28年12月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成29年10月18日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(俸給月額に関する特別措置)

- 2 施行日(国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成29年規則第80号)の施行日(平成29年12月20日)をいう。次項において同じ。)に在職する第7条第1項第1号及び第2号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

(平成29年12月の勤勉手当に関する特別措置)

- 3 施行日に在職する第17条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で平成29年12月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(俸給月額に関する特別措置)

- 2 施行日(国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成31年規則第3号)の施行日(平成31年1月22日)をいう。次項において同じ。)に在職する第7条第1項第1号及び第2号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

(平成30年12月の勤勉手当に関する特別措置)

- 3 施行日に在職する第17条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で平成30年12月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年1月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(俸給月額に関する特別措置)

2 施行日（国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和2年規則第6号）の施行日（令和2年1月27日）をいう。次項において同じ。）に在職する第7条第1項第1号及び第2号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

（令和元年12月の勤勉手当に関する特別措置）

3 施行日に在職する第17条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で令和元年12月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、令和2年3月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1

区	分	時間給
非常勤講師	学部等担当	5,000円
	法文学部夜間主コース担当	5,300円
	英語教育センター外国人講師	5,500円
	法文学部夜間主コースを担当する 英語教育センター外国人講師	5,900円
	附属学校担当	2,600円
	客員教授	8,300円
教員免許状更新講習講師		8,000円
相談員(カウンセリング, 人権問題相談等)		5,000円
相談員(就職相談, 健康相談等)		2,500円
臨床相談研究員		2,000円
部活動指導員		1,600円
学校医, 学校歯科医		4,400円
健診看護師		1,500円
学校薬剤師		1,400円
薬剤師レジデント		1,100円

備考

上記時間給にかかわらず、特別の事由がある場合には、それぞれの時間給を超えない範囲の額とすることができる。

別表第2

区 分		時間給
スチューデント・アシスタント		900円
ティーチング・アシスタント	修士課程(博士前期課程)在籍者	1,100円
	博士課程(博士後期課程)在籍者	1,300円
リサーチ・アシスタント		1,300円
研究支援員	学部学生	900円
	修士課程(博士前期課程)在籍者	1,100円
	博士課程(博士後期課程)在籍者	1,300円
修学支援員		900円
チューター		830円
学生補助員	実験・実習補助等, 一定の専門知識を必要とする業務	900円
	上記以外の業務	830円

別表第3

区 分	日給	時間給
上級医員	21,500円	2,774円
医師又は歯科医師免許取得後 6年以上の専攻医又は医員	16,500円	2,129円
医師又は歯科医師免許取得後 3年以上6年未満の専攻医又は医員	15,500円	2,000円
医師又は歯科医師免許取得後 2年以上3年未満の専攻医又は医員	14,500円	1,870円
研修医	14,000円	1,806円
非常勤病院医師		6,000円

別表第4

号俸	時間給		日給		期末手当及び勤勉手当の基本給の月額に相当する額	
	1級	2級	1級	2級	1級	2級
	一般職	専門職	一般職	専門職	一般職	専門職
1	900	950	6,975	7,362	151,400	159,800
2	910	960	7,052	7,440	153,000	161,400
3	920	970	7,130	7,517	154,700	163,100
4	930	980	7,207	7,595	156,400	164,800
5	940	990	7,285	7,672	158,100	166,500
6	950	1,000	7,362	7,750	159,800	168,200
7	960	1,010	7,440	7,827	161,400	169,800
8	970	1,020	7,517	7,905	163,100	171,500
9	980	1,030	7,595	7,982	164,800	173,200
10	990	1,040	7,672	8,060	166,500	174,900
11	1,000	1,050	7,750	8,137	168,200	176,600
12	1,010	1,060	7,827	8,215	169,800	178,300
13	1,020	1,070	7,905	8,292	171,500	179,900
14	1,030	1,080	7,982	8,370	173,200	181,600
15	1,040	1,090	8,060	8,447	174,900	183,300
16	1,050	1,100	8,137	8,525	176,600	185,000
17	1,060	1,110	8,215	8,602	178,300	186,700
18	1,070	1,120	8,292	8,680	179,900	188,400
19	1,080	1,130	8,370	8,757	181,600	190,000
20	1,090	1,140	8,447	8,835	183,300	191,700
21	1,100	1,150	8,525	8,912	185,000	193,400
22	1,110	1,160	8,602	8,990	186,700	195,100
23	1,120	1,170	8,680	9,067	188,400	196,800
24	1,130	1,180	8,757	9,145	190,000	198,400
25	1,140	1,190	8,835	9,222	191,700	200,100
26	1,150	1,200	8,912	9,300	193,400	201,800
27	1,160	1,210	8,990	9,377	195,100	203,500
28	1,170	1,220	9,067	9,455	196,800	205,200
29	1,180	1,230	9,145	9,532	198,400	206,800
30	1,190	1,240	9,222	9,610	200,100	208,500
31	1,200	1,250	9,300	9,687	201,800	210,200
32	1,210	1,260	9,377	9,765	203,500	211,900

備考

- 1 採用時における適用号俸は、1号俸とする。
- 2 労働契約期間の更新時における号俸は、勤務実績等に基づき改定することができる。改定に關し必要な事項は、別に定める。
- 3 2級を適用とする有期契約職員は、専門的な知識、経験を必要とする業務に従事する者とする。
- 4 3に掲げる業務以外の業務に従事する有期契約職員は、1級を適用する。
- 5 予算の都合上、適用される号俸の額の範囲内の額とすることができる。

別表第5

区 分		時間給
短期契約職員	健康診断等における医師の業務	5,000円
	講義, 実験・実習等における指導・助言業務	4,000円
	健康診断等における看護師・技師の業務	1,500円
	実験・実習補助等, 一定の専門知識を必要とする業務	900円
	その他の業務	830円

備考

上記時間給にかかわらず, 特別の事由がある場合には, それぞれの時間給を超えない範囲の額とすることができる。